

<平成20年(行ケ)第10188号 審決取消請求事件>

1. 事件の概要

原告：スリーエム カンパニー 被告：特許庁

事件種別：審決取消訴訟、権利の種別：特許権、事件種類：審決（拒絶）取消

発明の名称：液体噴霧装置（特許番号：4301577号）

判決言渡日：平成20年12月24日

審判：不服2007-5236号事件

知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官 中野哲弘、森義之、今井弘晃

2. 争点は、

特開平7-289956号公報に対し、進歩性を有するか（特許法29条2項）。

3. 特許請求の範囲

3-1) 請求項1

液体タンク（12）と、

基部（13A）および側壁（13B）を備え、前記液体タンク内に配置される取り外し可能かつ崩壊可能なライナー（13）と、

前記ライナー（13）内の液体を分配するスプレーノズル（4）と、

から構成される液体をスプレーするための装置であって、

前記ライナー（13）は、前記装置の動作の間にライナー内の液体が排出される際に崩壊するものであり、

前記ライナー（13）は、前記液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく、側壁と基部との内部接合部に溝を有しておらず、前記液体タンクの内部に対応した形状を有している

ことを特徴とする装置。

3-2) 請求項7

前記ライナー（13）が、

比較的剛性がある基部（13A）と、

前記基部（13A）に比較して相対的に薄くて崩壊可能な側壁（13B）と、

前記液体タンク（12）の開放端部の縁部に着座するよう形成された外部に延在する平坦なリム部（14）と

を有する、請求項2から6のいずれか一に記載の装置。

3-3) 請求項10

前記ライナー（13）は、

前記側壁（13B）が直立して上方に延びた状態で支持されずに基部（13A）に立つことが可能である、

請求項7から9のいずれか一に記載の装置。

4. 裁判所の判断

そのため本願発明のライナーは「崩壊可能」とされているところ（請求項1）、「崩壊可能」は日本語として一義的な意味を有するものではない。

そして、本願明細書において崩壊可能の用語をライナーの側壁に関し使用する場合には、手の圧力など、適度な圧力を加えることにより変形でき、基部に向かって押すことができるものの側壁が破壊しない状態を意味する（上記ア(イ)摘記④）と定義されている。またライナーは、支持しなくても延在して直立した状態で立つことができる旨が記載されている（同⑧）。そうすると、本願発明のライナーは、手の圧力などの人為的な圧力を加えない限り、側壁は変形せずに収納容器の形状を保つ性質を有するものであり、自立構造（自立性ないし保形性）を有するものといえる。この性質を有することにより、本願発明のライナーは、非使用時の保管・内容物の充填が容易であり、また内容物を充填したまま単なる収納容器として使用出来ると共に、使用後に廃棄する必要があるときは、側壁が割れたり裂けるなどの破壊をすることなく、手で押しつぶして崩壊させ、廃棄に要する空間を少なくできる等の意義を有するものと認められる。

また、ライナーは上記のように自立構造（自立性ないし保形性）を有しつつ、「液体タンク内にピッタリと密着するよう、非崩壊状態において襞、波、継ぎ目、接合部またはガセットがなく」（請求項1、関連する記載として上記ア(イ)摘記⑤）との、襞のない（非襞）構造を有していることから、ライナーを別個の収納容器の内側に適合させた状態で、収納容器中の塗料を混合器具によって破損されることなく混合することが可能となる（上記ア(イ)摘記⑦）と共に、ライナー内部に材料が閉じこめられる場所がないために内容物を十分に排出できる（同⑨、⑩）という意義を有するものである。

(エ) 上記(ア)～(ウ)によれば、引用発明にいう袋は、塗料カップ内に入れる使い捨て可能なつぶれる袋であるところ（請求項8、段落【0010】）、この袋はプラスチックから形成されるが、袋の上部は液密ジッパーで塞がれ（段落【0010】、【0022】）、袋の下部は袋の開口部周辺の張力によって袋の排出開口部と接続するブシュにシールされる構成となっており（段落【0020】）、図11記載の部分的に塗料が充填された状態をみても、引用発明の袋は、それ自体として自立性ないし保形性を有しないことが明らかである。

オ 以上ア～エの検討によれば、本願発明のライナーは、自立構造（自立性ないし保形性）を有するものであるのに対し、引用発明の袋は、内容物たる塗料がない状態では、自立性ないし保形性を有しないものである。審決が認定した一致点及び相違点は上記第3、1(3)イのとおりであるところ、審決はこの相違点を看過している。

そして、本願発明のライナーは、自立性ないし保形性を有することにより、上記ウのとおり、ライナー自身を収納容器として使用することも可能で、非使用時の保管・内容物の充填も容易となる等の作用効果を奏するものであるから、この相違点の看過が審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであり、原告主張の取消事由1は理由がある（なお、上記引用発明から本願発明に進歩性がない判断とすることも相当でない）。

(2) 被告の主張に対する補足的説明

ア被告は、本願発明の特許請求の範囲には、ライナーが自立性を持つことの記載はない旨主張する。

しかし、請求項1の「崩壊可能」の解釈については上記ウで検討したとおりであり、本願発明のライナーについては自立性ないし保形性を有するものと認めることができる。被告の上記主張は採用することができない。

イまた被告は、「積極的に基部と側壁とで構成して自立性を持たせること」に関しては、「基部」の剛性について請求項7で記載したうえで、請求項10で自立性について記載している点からも、本願発明（請求項1）のライナーが自立性を有することは特許請求の範囲の記載に基づかないとも主張する。

なるほど上記(1)ア(ア)のとおり、請求項7はライナーの基部の剛性について、同10は直立して上方に延びた状態で支持されずに基部に立つ側壁を有することについて、それぞれ記載しているが、請求項1のライナーについてはこのような記載はない。しかし請求項1にも「崩壊可能」の語があり、これについて自立性ないし保形性を有することが示されていると解されることは上記で検討したとおりであるから、被告の上記主張は採用することができない。

5. 参考判例（最判平3.3.8（昭62（行ツ）3号）民集45巻3号123頁

特許法二九条一項及び二項所定の特許要件、すなわち、特許出願に係る発明の新規性及び進歩性について審理するに当たっては、この発明を同条一項各号所定の発明と対比する前提として、特許出願に係る発明の要旨が認定されなければならないところ、この要旨認定は、特段の事情のない限り、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいてされるべきである。特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとか、あるいは、一見してその記載が誤記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載に照らして明らかであるなどの特段の事情がある場合に限って、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することが許されるにすぎない。

以上